

官報

号外

昭和二十九年五月二十七日

明治二十五年三月二十七日
第三回臨時議會開幕式

○第十九回 衆議院會議録第五十六号

昭和二十九年五月二十七日(木曜日)
議事日程 第五十三号

午後一時開議

第一 学校給食法案(内閣提出)
第二 砂利採取法案(大西顯夫君外十四名提出)

第三 質屋営業法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第四 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出)

第六 北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案(吉米地英俊君外四十二名提出)

●本日の會議に付した事件

中国紅十字会代表招請に関する決議案(山下春江君外四名提出)

日程第一 学校給食法案(内閣提出)

日程第三 質屋営業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十九年五月二十七日 衆議院會議録第五十六号 中国紅十字会代表招請に関する決議案

日程第五 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出)

日程第六 北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案(吉米地英俊君外四十二名提出)

午後三時二十三分開議
○議長(堤康次郎君) これより會議を開きます。

中国紅十字会代表招請に関する決議案(山下春江君外四名提出)

(委員会審査省略要求事件)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、山下春江君外四名提出、中国紅十字会代表招請に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまします。

中国紅十字会代表招請に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨を明瞭にします。山下春江君。

中国紅十字会代表招請に関する決議案

決議

昭和二十四年以來途絶していた中共地区残留同胞の集団引揚は、中国紅十字会の尽力により昨年三月國民待望の裡に再開され、七回にわたつ

て二万六千二百二十七名の同胞が、無事故國に歸ることができたが、一応、中共地区よりの集団引揚はこれをもつて打ち切られるに至つた。

しかし、なお残留している多数同胞の引揚実現についても、中国紅十字会は、さらに厚意ある措置を確約しており、留守家族の切なる期待は、一にこれにかかつている現況にある。

かねて日本赤十字社は、社務として中国紅十字会の代表を招請し、その厚意に報いるとともに、今後の引揚について一層の援助を要請すべく鋭意努力を傾けてきた。

政府は、この際留守家族の切望と海外同胞引揚問題の特性にかんがみ、日本赤十字社の要望に対し、すみやかに適切な措置を講ずべきである。右決議する。

〔山下春江君登壇〕

「外務大臣がいよいよ外務大臣はどうした」と呼び、その他発言する者多し。

○議長(堤康次郎君) 外務大臣の出席をただいま要求中でございます。

「外務大臣はどうした」と呼び、その他発言する者あり。

○議長(堤康次郎君) 外務大臣は參議院の委員会に出席するため、次官が見えることになつておりますから、山下君においては演説をお進め願います。

○山下春江君 ただいま議題となりました中国紅十字会代表招請に関する決議案につきまして、各党を代表いたします。提案の趣旨を簡明にいたします。

中国紅十字会代表招請に関する決議案

昭和二十四年以來途絶していた中共地区残留同胞の集団引揚は、中国紅十字会の尽力により昨年三月國民待望の裡に再開され、七回にわたつて二万六千二百二十七名の同胞が、無事故國に歸ることができたが、一応、中共地区よりの集団引揚はこれをもつて打ち切られるに至つた。

しかし、なお残留している多数同胞の引揚実現についても、中国紅十字会は、さらに厚意ある措置を確約しており、留守家族の切なる期待は、一にこれにかかつている現況である。

かねて日本赤十字社は、社務として中国紅十字会の代表を招請し、その厚意に報いるとともに、今後の引揚について一層の援助を要請すべく鋭意努力を傾けてきた。

政府は、この際留守家族の切望と海外同胞引揚問題の特性にかんがみ、日本赤十字社の要望に対し、すみやかに適切な措置を講ずべきである。右決議する。

〔拍子〕

講和発効以來四年をけみし、我々として再建に努力を重ねて参りましたわれわれにとつて、去る戦争の結果いまだに故國に歸り得ず、異郷にとどまることを余儀なくされていする多数の同胞が存在いたしますことは、きわめて遺憾とすべきであります。この問題は主としてソ連及び中共地区に起きているのであります。いまだこれらの國とは國交が開かれるに至つていないため、ことさら問題解決にも困難が伏

昭和二十九年五月二十七日 衆議院會議第五十六号 学校給食法案

在しているものでありますが、しかしながら、問題は政治以前の問題でありまして、まったく人道的立場から解決の努力がなされなければならぬことを確信いたすものであります。(拍手)

かかる意味におきまして、一昨年暮れ、四年にわたる沈黙を破つて、中共地区からの緊急引揚げが中国側より公表され、日本赤十字社と中国紅十字会との協定実施という形をもつて、二万六千二百七十七名の同胞送還が実現いたしましたことは、まことに御同慶の至りでありました。もちろん、当初三万とされたわけは中共地区残留同胞のうち、あるいは帰国手続が遅れたために、あるいはまた特殊留用のために、いまだに帰国し得ない同胞が多数残っていることは、周知の事実であります。しかも、最近の現地通信によりますれば、従来満洲各地に散在しておりました同胞は昆明、重慶等奥地に集結せしめられていくがごとくであり、関係家族は次第に憂悶の情を深めているのであります。われわれは、一日も早くかかる同胞を故国に迎え、肉親再会の喜びを与えるの努力をいたさなければなりません。しかるに、現段階において本問題を解決するためには、遺憾ながら日本赤十字社と中国紅十字会との話し合いによるはかなき状態にあるのであります。中国紅十字会も、今後の同胞送還については十分の便宜と協力を惜しまぬ旨の声明をいたしておりますので、われわれはこれが誠意ある実行を心から期待いたしております。

授けるに至つたのであります。すなわち、中国紅十字会代表を日本赤十字社の社長として日本に招請するという問題、これでありました。

昨年二月、北京会議の終結に際し、高津日赤社長が、紅十字会の好意にたえるために、その代表を招待いたした旨の意思表示をしたのであります。その後中共側よりその実現方を期待する趣の連絡もあり、日本赤十字社としては、第七次をもつて突如切切られた同胞引揚げの再開を協議するためにも、ぜひ前約を果したいとして、外務当局としばしば折衝を重ねた模様であります。本院の海外同胞引揚げ及び遺家族保護に関する調査特別委員会におきましては、問題の微妙なるを察し、日赤社長以下首脳を招いてその事情を調査したものであります。その間、留守家族からは多数熱烈な陳情に接し、海外抑留同胞救出出国運動の動き全国的組織においても招請早期実現を希望するという決議を行つた等、国民一般の輿論となるに至つたのであります。もとより、中国紅十字会代表招請の問題は、引揚げ問題自体とは本来異質の問題であります。しかし、現実には、日本赤十字社を通じての引揚げの実現に一個の障路、障害となりつつあるを憂へざるを得ない事実にかんがみ、特別委員会においては、同胞引揚げ早期完了という大乗の見地に立つて、去る三月二日、すなわち日本赤十字社の希望をいれ、政府が紅十字会代表入国に關して善処せんことを要望する旨の決議を、全会一致をもつて行つたのであります。しかるに、その後依然として事態は進捗せず、留守家

族の焦慮は今や頂点に達し、その責めを政府の意欲に歸せんとする心境にあります。われわれは、問題が残留同胞の引揚げという人道問題に発しており、紅十字会代表招請の主体は政府ではなくて日本赤十字社であり、かつ招請の目的が引揚げ実現に対する謝意の表明と今後の促進要請にある以上、政府は、他の一切の政治的因子を含む問題とは明確に異なる点を認識され、戦後九年の長きにわたる残留同胞及び留守家族の切なる心情に思いをいたし、一刻もすみやかに日本赤十字社をして縦横の活躍をせしめ、もつて引揚げ問題の早期解決に誠実な努力をいたすべきものであることを確信いたすものであります。(拍手)

かかる見地から、政府は、すみやかに日本赤十字社の要請にこたへ、中国紅十字会代表の招請を実現するため適切な措置を講じ、もつて引揚げ問題解決に遺憾なきを期すべきであります。以上、本決議案を上程するにあたり、各位の心よりの御賛同をお願いいたし、題旨弁明を終ります。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

第一 学校給食法案内閣提出

○議長(堤康次郎君) 日程第一、学校給食法案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。文部委員長辻寛一君。

学校給食法案

学校給食法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児童の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に關し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実にを図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

第二条 学校給食については、小学校における教育の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 日常生活における食事に對して、正しい理解と望ましい習慣を養ふこと。
- 二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養ふこと。
- 三 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- 四 食糧の生産、配分及び消費に對して、正しい理解に導くこと。

(定義)

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校(以下「小学校等」と総称する)において、その児童に對し実施される給食をいう。

(小学校等の設置者の任務)

第四条 小学校等の設置者は、当該小学校等において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るために努めなければならない。

(経費の負担)

第六条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、小学校等の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童の保護者(学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう)の負担とする。

(国の補助)

第七条 国は、公立又は私立の小学校等の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

(補助の申請等)

第八条 小学校等の設置者は、前条の規定により国の補助を受けようとする場合においては、政令で定めるところにより、文部大臣に補助金の交付申請書を提出しなければならない。

2 文部大臣は、前項の規定により補助金の交付申請書の提出を受けたときは、補助金を交付するかしなにかを決定し、その旨を当該小学校等の設置者に通知しなければならない。

(補助金の返還等)

第九条 文部大臣は、前条第二項の規定により補助金の交付の決定を

受けた者が左の各号の一に該当するときは、補助金の交付をやめ、又はすでに交付した補助金を返還させるものとする。

一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。

二 正当な理由がなく補助金の交付の決定を受けた年度内に補助に係る施設又は設備を設けな

いこととなつたとき。

三 補助に係る施設又は設備を、正当な理由がなく補助の目的以外の目的に使用し、又は文部大臣の許可を受けないで処分したとき。

四 補助金の交付の条件に違反したとき。

五 虚偽の方法によつて補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(小麦等の充渡)

第十條 国が、食糧管理特別会計の負担において買入れた小麦又はこれを原料として製造した小麦粉を、農林大臣が文部大臣と協議して定める充渡計画に従ひ、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の定めるところにより、学校給食用として配り渡す場合における充渡の予定価格、食生活の改善のため必要があるときは、食糧管理法第四條(三)第二項の規定にかかわらず、農林大臣が定める価格によるものとする。

(小麦等の用途外使用の禁止)

第十一條 前条に規定する小麦又は小麦粉を学校給食用として買い受けた者、その者から当該小麦又は小麦粉を学校給食用として買い受

けた者及びこれらの者のために当該小麦又は小麦粉を保管する者は、当該小麦又は小麦粉を学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。

(報告の徴収)

第十二條 文部大臣又は農林大臣は、第十條に規定する充渡計画の立案又は実施のため必要があるときは、公立又は私立の小中学校等の設置者に対し、学校給食に關し必要な事項の報告を求めることができる。

(政令への委任)

第十三條 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「麦ノ充渡」を「麦ノ充渡及学校給食法(昭和二十九年法律第 号)第十條ノ規定ニ依ル小麦又ハ小麦粉ノ充渡」に改める。

学校給食法案(内閣提出)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

(辻寛一君登壇)

学校給食は終戦後急速に普及したものでありますが、これが実施後の状況に見まして、児童が日常の食生活から体験を通して学び取る教育上の効果はきわめて重要なものがありますとともに、その心身の発達に及ぼす影響もまた多

大なものであるとあります。一方、わが国の食糧事情から申しまして、従来の米食偏重の傾向を是正し粉食に切りか

えることによつて得られる栄養上、経済上の利益もまた甚大であります。これを幼少なときからの合理的な習慣によつて漸次その発達を促すことが望ましいのであります。

以上の趣旨によりまして、本法案は次のような措置をとらうとするものであります。

その第一は、学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに政令で定める人件費については小学校等の設置者の負担とし、それ以外については児童の保護者の負担として、一応その負担区分を明確にするものであります。

次に第二点は、国及び地方公共団体の任務として、ともにその普及発達に努力すべきことはもちろん、国は、公私立の小中学校等の設置者に対し、施設、設備に必要な経費の一部を補助し得ることとし、同時に、小麦等の代金を特別に低廉な価格に定め、それによつて保護者の負担を軽減せようとするものであります。なお、その他これに關連する管理運営上の規定を設けたのであります。

次に、審議の経過を申し上げます。本法案につきましては、すでに実施されておることでもあり、かつ関係者の要望もありまして、早くから研究さ

れて参つたのであります。四月八日本案の付託以来さらに慎重に審議しましたが、厚生委員会との連合審査におきまして、同委員会より、その衛生対策及び栄養改善の見地からも十分な考慮を加へべきであるという趣旨の申入れがございまして、

次に討論に入りまして、自由党坂田道太郎、改進黨田中久雄君、日本社会党山崎始男君及び松平忠久君より、それらの党を代表し、次の附帯決議に示されている趣旨の要望を加へ、賛成の意見を述べられました。採決の結果、起立総員をもつて本法案は原案の通り可決せられました。

引続き、自由党長谷川峻君より、学校給食費の負担にたえないような必要保護者を援助すること、及び本案の適用範囲を義務教育の諸学校にまで拡張し、かつ脱脂粉乳の国庫補助等に関し、また政府において措置すべきである意味の附帯決議の動議が提出せられました。全会一致をもつて可決せられました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三 質屋営業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤隆次郎君) 日程第三、質屋営業法の一部を改正する法律案、日程第四、地方公務員法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事佐藤親弘君。

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程第二は延期するに決しました。

第三 質屋営業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤隆次郎君) 日程第三、質屋営業法の一部を改正する法律案、日程第四、地方公務員法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事佐藤親弘君。

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程第二は延期するに決しました。

第三 質屋営業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤隆次郎君) 日程第三、質屋営業法の一部を改正する法律案、日程第四、地方公務員法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事佐藤親弘君。

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

昭和二十九年五月二十七日 衆議院會議第五十六号 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

一〇〇四

附則

1 この法律は、出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律第五條の規定の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の日が月の中途である場合においては、この法律の施行前にした買取り及び金利等の取締に関する法律第五條第一項及び第二項の規定による割合をこえてのものについては、当該月の初日からこの法律の施行の日までの期間は、なお従前定められていた利率によるものとする。この法律の施行の日からその月の末日までの期間に係る利息は、百円につき一日三十銭の割合により計算するものとする。

質屋営業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書「最終号の附録に掲載」

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の見出しを(条件附採用及び臨時任用)に改め、同条第一項中「又は昇任」を削り、「正式任用を正式採用に」、「条件附任用」を条件附採用に改める。

第四十九條第二項中「その意に反して不利な処分を受けた」というときは「その下に」の処分を受けた日から十五日以内に」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第三項中都道府

警察の職員に係る部分は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 この法律(前項但書に係る部分を除く)の施行前に行われた地方公務員法第四十九條第二項に規定する処分に対する審査の請求については、改正後の同法第四十九條第二項中「その処分を受けた日から十五日以内」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第三号。附則第一項但書に係る部分を除く)の施行の日から十五日以内」と読み替へるものとする。

3 地方公共団体は、条例で定める定員をこえることとなる員数の職員については、昭和二十九年年度及び昭和三十年年度(地方公務員たる都道府県警察の職員については、昭和二十九年年度から昭和三十一年度までの間)において、国家公務員の例に準じて条例で定めるところにより、職員にその意に反して臨時待命を命じ、又は職員の申出に基いて臨時待命を承認することができ。

4 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十條ノ二の規定は、恩給法の規定の準用を受ける職員の前項の規定に基く臨時待命の期間については適用しない。

地方公務員法の一部を改正する法律案内閣提出に関する報告書「最終号の附録に掲載」

佐藤親弘君登壇

○佐藤親弘君 たいだ議題となりまして同法案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、質屋営業法の一部を改正する法律案につき申し上げます。

本案について、その大略を説明いたしますと、今回出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案が別途提出されたのでありますが、その第五條において、金銭貸付の利息で日歩三十銭を越えるものについて罰則を設けたのであります。しかしながら、質屋の利息は、純利のほかに質物保管料、質受手数料等を含んでおりまして、一般の金利と異なる性質を持つております。質屋は法律によつて各種の防犯上の義務その他特別の義務を課せられており、社会経済上の必要から月應による利息計算方法を広く採用してあります。出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案の日歩計算方法を刑罰法規の適用において全面的に採用いたしますことは不適当でありますので、ここに質屋営業の実態に即するよう特別措置を講ずるものであります。

この法律案の要点は、質屋の利息計算方法につきましては、質屋の長年の商慣習でありますところの暦による月の初めから末日までを一期とする月利計算方法、すなわち入賃から借出しまでの期間が同一暦月内であるときは一期、二以上の暦月にわたるときは、そのわたる月の数を期の数として計算する方法を高金利延滞規定適用の場合の最高限度計算の方法として認めること、出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案に定める日歩の三十日分を越えないこととしたのであります。

本案に關しましては、三月三十一日委員会を開いて、大藏省大臣から提案理由の説明を聴取し、爾來慎重審議

をいたしました結果、五月二十六日質疑を打ち切り、討論を省略して採決を行いましたところ、賛成多数をもつて原案通り可決いたしました次第であります。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律案につき申し上げます。本改正案は、目下審議中の国家公務員法の改正案及び行政機関職員定員法の改正案に照応するものであります。その一は、職員の採用及び昇任がともに条件付となつてゐる現行規定を改めて、採用のみを条件付とすること、その二は、不利益処分の際の処分に関する説明書の交付請求に期限を付して十五日以内とすること、その三は、地方公共団体における職員の整理の実施に伴い、条例により、国家公務員の場合に準じて職員の臨時待命制度を設け得ることにすること、以上の三点であります。

本案は、三月三十日本委員会に付託、翌三十一日塚田國務大臣より提案理由の説明を聴取、五月二十四日より審議に入り、二十六日討論採決の結果、多数をもつて可決すべきものと決した次第であります。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(堤隆次郎君) 起立多数。よつて両案とも委員長の報告の通り可決いたしました。

第五 日本国における國際連合の

軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出)

○議長(堤隆次郎君) 日程第五、日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事 瀬戸山三男君。

日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等

第一条 政府は、日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定(以下「協定」という)の効力発生の際、協定に基づき日本国内にある國際連合の軍隊(以下「國際連合の軍隊」という)が現に使用している土地等(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等)に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号。以下「特別措置法」という)第二条に規定する土地等(以下「同法」を、協定の効力発生の日の後、なお引き続き國際連合の軍隊の用に供するため必要がある場合においては、特別措置法の規定により

土地等を使用し、又は収用する場合の例により、使用し、又は収用することができ、この場合において、特別措置法附則第二項の規定中「この法律施行の際、連合国最高司令官の要求に基づく使用を現に継続している土地等、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から九十日を経過した使用し、なお引き続き駐留軍のために使用する必要があるものについて」とあるのは、「協定の効力発生の際、国際連合の軍隊が現に使用している土地等、協定の効力発生の日後、なお引き続き国際連合の軍隊のために使用する必要があるものについて」として、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から九十日以内」とあるのは、「協定の効力発生の日までに、あらかじめ」と読み替えるものとする。

(国際連合の軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等)

第二条 内閣総理大臣は、国際連合の軍隊が協定の効力発生の際現に使用している水面を、協定の効力発生の日後、なお引き続き国際連合の軍隊の使用に供するため必要がある場合においては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)の規定により漁船の操業を制限し、又は禁止する場合の例により、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。

附則

- この法律は、公布の日から施行し、次項の規定による改正後の日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日以降生じた損失について適用する。
- 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律
- 第一条中「日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍」を「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基き日本国内にある国際連合の軍隊」に改める。
- 調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第八条第四号中「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律」を「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」に改め、同条中第六号を第七号とし、第四号及び第五号を二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。
- 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

三 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律

第二条の規定に基き漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関する法律

第十二条第一項第三号中「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律」を「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

第十四条第一項中「第二百二十五条第一号及び第三号から第五号まで」を「第二百二十五条第二号及び第四号から第六号まで」に改める。

地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第三項中第八条の改正規定中「これに伴う損失の補償」の下に「並びに同法附則第三項の規定に基き損失の補償」を、同項中第十二条の改正規定中「法律第二条の規定」の下に「及び同法附則第三項の規定」を加え、同項及び附則第四項をそれぞれ附則第四項及び附則第五項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 国は、国際連合の軍隊により日本国との平和条約の最初の効力発生の日から第二条の規定による措置がとられるまでの間に行われた漁船の操業の制限又は禁止により、従来適法に漁業を営んでいた者が、漁業経営上こうむつた損失を、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律の規定による損失の補償の例により、補償する。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

その概要について申し述べます。

本法律案は、国連軍協定の効力発生の際、国際連合の軍隊が現に使用している土地等を、同協定の効力発生の日の後なお引き続き国際連合の軍隊の用に供するため必要がある場合には、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基き行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定と同様に、土地を使用しまたは収用でき得ることとする。水面につきましても、同協定発生の日の後引き続き国際連合の軍隊の用に供する必要がある場合には、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律の規定と同様に、漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失補償が得得ることとし、さらに、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律にいうアメリカ合衆国軍隊の行為とまったく同種の国際連合の軍隊の行為により、農林漁業者等がその事業の経営上こうむつた特別損失を、アメリカ合衆国軍隊の行為による場合と同様に補償せんとするものであります。

本法律案は去る五月十日に本委員会に付託せられ、水陸委員会との連合審査一回を含め前後五回にわたる慎重に審査したものであります。詳細は速記録に譲ることとしたし、そのおもなるものを申し上げますと、第一には、本法律案においては、安全保障条約の効力発生の日からこの法律施行の日までの間に、日本国における国際連合の軍隊により行われた実質的な土地等の使用あるいは漁船の操業制限等に伴う損失については何らの規定もないが、その間の損失等についてはいかなる措置が行われるかとの質問に

昭和二十九年五月二十七日 衆議院会議録第五十六号

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

昭和二十九年五月二十七日 衆議院會議第五十六号

北海道における國有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案

議長報告

一〇〇六

対しては、土地、建物等の使用に關し
ては、英連邦軍と調達庁間の覚書によ
りその都度措置してゐるが、さらに、
漁船の操業制限等による損失について
も、実質的な損害が過去にあつた場合
は、行政措置により救済して行きたい
との答弁でありました。第二には、國
際連合に加入してゐないわが國にお
いて、國際連合軍のために日本國民の
権利を制限するがごとき法律が妥當で
あるか、また諸外國においてかかる実
例があるかの質問に對しては、
かかる実例は見当らぬが、平和条約第
五条の規定によつて、わが國に駐留す
る國連軍に對してはわが國より便宜を
供与する義務があるとの答弁があつた
のであります。

次いで、自由黨瀬戸山三男より修正
意見が提出されたのであります。すな
わち、本法第一条における土地建物等
の使用については、英連邦軍との覚書
により、その都度措置が行われて來た
のであるが、第二条における漁船の操
業制限等による損失については何らの
措置も講ぜられてはいない実情にかん
がみ、これに法的根拠を持たしめるた
め、附則第三項に「國は、國際連合の軍
隊により日本國との平和条約の最初の
効力發生の日から第二条の規定による
措置がとられるまでの間に行われた漁
船の操業の制限又は禁止により、從來
適法に漁業を営んでゐた者が漁業經營
上こうむつた損失を、日本國とアメリ
カ合衆國との間の安全保障条約に基き
駐留する合衆國軍隊に水面を使用させ
るための漁船の操業制限等に関する法
律の規定による損失の補償の例によ
り、補償する」の一項を加へるとも
い、これに伴ひ、調達庁設置法に若干の
改正を加へる等の修正案であります。
かくて討論に入りまして、瀬戸山三男が、改選

党を代表して村瀬實親君が、日本社会
党を代表して細野三千雄君が、及び只
野直三郎君が、本案並びに修正案に對
し、それら賛成の旨を、日本社会党を
代表して志村茂治君より、日本社会党を
代表して反對の旨が述べられ、ただ
ちに修正案について採決の結果多数を
もつて可決し、引續き修正部分を除く
原案について採決の結果多数をもつて
可決し、本案は修正議決すべきものと
決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤隆次郎君) 採決いたしましたし
ます。本案の委員長報告は修正であり
ます。本案は委員長報告の通り決する
に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(堤隆次郎君) 起立多数。よつ
て本案は委員長報告の通り決しまし
た。

第六 北海道における國有の緊急
開拓施設等の譲与に関する法律案
(吉米地英俊君外四十二名提出)
○議長(堤隆次郎君) 日程第六、北海
道における國有の緊急開拓施設等の譲
与に関する法律案を議題といたします。
委員長報告を求めます。大蔵委
員吉米地英俊君。

北海道における國有の緊急開拓施
設等の譲与に関する法律案
北海道における國有の緊急開拓
施設等の譲与に関する法律
緊急開拓事業を実施するた
め、昭和二十年度から昭和二十二年
度までの一般會計予算に基き、北海
道において、診療所、住居、共同作業
場及び共同倉庫の用に供せしめるた
め、國が設置した施設並びにこれら
の施設に備へた財産で國有のもの
(以下「施設等」といふ)は、この法

律施行の際現にそれぞれその用に供
されてゐるものに限る、当該施設等
の所在する市町村に對し、譲与する
ことができる。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

北海道における國有の緊急開拓施
設等の譲与に関する法律案(吉米地英
俊君外四十二名提出) に関する報告
(最終号の附録に掲載)

〔吉米地英俊君登壇〕
○吉米地英俊君 ただいま議題とな
りました北海道における國有の緊急開
拓施設等の譲与に関する法律案につ
いて、大蔵委員会における審議の経過
並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、緊急開拓事業を実施す
るため國が北海道において学校診療所
等の用に供するため設置した施設等
について、その設置のいきさつ及び管理
の事情にかんがみまして、これを関係
市町村に譲与しようとするものであり
ます。すなわち、北海道においては、
昭和二十年度から同二十二年度まで
は、直接國費を支出して学校、診療
所、住宅、共同作業場等の施設を建設
し、これを関係市町村に管理させるこ
とにいたしましたのであります。各市
町村におきましては、事実上相当額の負
担金を支出してあります。しかして、
昭和二十三年以降は、國の施設変更
により補助金制度に切りかへられて今
日に至つてゐるのであります。これ
らのいきさつ及び事情等にかんがみ
まして、昭和二十二年以前の建設にか
かる以上の施設につきましては、これ
を関係市町村に譲与することが管理上
最も実情に即する適切な措置と考え
られる次第であります。

本法案につきましては、審議の結
果、昨二十六日質疑を打切り、討論を
省略して、ただちに採決いたしました
ところ、起立議員をもつて本案は原案
の通り可決いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤隆次郎君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて本案は委員長報告の通
り可決いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十六分散会

出席國務大臣 外務大臣 岡崎 勝男君
文部大臣 大達 茂雄君
出席政府委員 内閣官房長官 福永 健司君
自治政務次官 青木 正君
大蔵政務次官 植木 庚子郎君
厚生政務次官 中山 正三君
建設政務次官 南 好雄君

閣議を省略した報告
一、去る二十五日次の法律の公布を奏
上し、その旨參議院に通知した。
地方財政法の一部を改正する法律
日本國とアメリカ合衆國との間の二
重課税の回避及び脱税の防止のため
の条約の實施に伴う所得税法の特例
等に関する法律
一、去る二十五日本院は北海道開発審
議委員会に衆議院議員伊藤雄一君、
同武田恒之助君、同椎根三郎君、同
永井勝次郎君及び同小平忠君を指名
した旨内閣に通知した。
一、昨二十六日次の法律の公布を奏上
し、その旨參議院に通知した。
公職選挙法の一部を改正する法律

中小企業安定法の二部を改正する法
律
電報対馬電報料の件を廃止する法
律
日本國とアメリカ合衆國との間の安
全保障条約第三條に基き行政協定の
實施に伴う公衆電氣通信法等の特例
に関する法律の一部を改正する法
律
盲学校、ろう学校及び聾導学校への
就學奨励に関する法律
一、去る二十五日常任委員会におい
て、次の通り理事の補欠選任を行つ
た。

内閣委員会
理事 大村 清二君(理事大村清
一君去る十九日委員辭任
につきその補欠)
理事 山本 正一君(理事山本正
一君去る二十五日委員辭
任につきその補欠)
農林委員会
理事 足立 應郎君(理事小枝一
雄君去る二十五日理事辭
任につきその補欠)
理事 福田 亨東君(理事福田亨
東君去る二十二日委員辭
任につきその補欠)
理事 川俣 清吉君(理事川俣清
吉君去る二十二日委員辭
任につきその補欠)

一、去る二十五日議長において、次の
常任委員の辭任を許可した。
内閣委員
山本 正一君 三木 武夫君
三和 精一君
法務委員
山下 春江君 萩元たけ子君
大蔵委員
吉米地英俊君 川崎 秀二君
文部委員
厚生委員
松村 謙三君 木原津與志君

一〇七

[illegible]

昭和二十九年五月二十七日 衆議院會議第五十六号 議長の報告

一、昨二十六日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
中国紅十字会代表招請に関する決議案
昨二十六日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
日本相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案
昨二十六日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
中小企業安定期法の一部を改正する法律案
昨二十六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
公職選挙法の一部を改正する法律案
電報対馬電報料の件を廃止する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う公衆電氣通信法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案
一、昨二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
都市計画に関する質問主意書(並木芳雄君提出)
交通に関する質問主意書(並木芳雄君提出)
一、去る二十一日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員伊東岩男君提出沿岸漁民救済及び密漁取締に関する質問に対する答弁書
衆議院議員勝岡清一君提出駐留軍キャンプ内よりの汚水排出によるでん粉汚損等の被害に関する質問に対する答弁書
〔参照〕
沿岸漁民救済及び密漁取締に関する質問主意書

一、沿岸漁業者特に一本つり小漁業者は、年々不漁の一步をたどり、生活に窮し、このままでは漁村は崩壊する。政府は、これが救済策をどうするか。水産庁の五箇年計画、過剰漁民転換方策について具体的に御示しを願う。
二、底びき網密漁船が沿岸を荒すことが漁獲減の原因と思ふ。この乱獲防止の一端として底びき網の減船整理が急務だと信ずるが、補給金を出して転業させてはどうか。
三、宮崎県沿岸においては特に法令を無視して密漁船の横行がはなはだしい。ことに底びき網の本場愛媛県船が沿岸一帯の禁止区域を昼夜となく密漁してゐる。県の取締船を配備しても性能が低いので取締の効果がないうつて、その取締対策として警備隊護衛所の設置、監視船の増加配備をしてもいいか、どうか。
四、法令の改正により他県沖合操業許可の取消、夜間操業の禁止、臨時特例による操業禁止を要請するがどうか。
五、政府は、十月から四月までの許可期間を一箇月延長し、十月は九月から、四月までを五月まで延長して操業を認めることは全く矛盾である。その理由を問う。
昭和二十九年五月二十一日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長 長瀬 太郎
衆議院議員 伊東岩男君提出沿岸漁民救済及び密漁取締に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員 伊東岩男君提出沿岸漁民救済及び密漁取締に関する質問に対する答弁書
一、沿岸漁業者の補助、技術改良事業の普及、漁業協同組合の再編強化、漁業自給の奨励、沖合漁

業への転換促進、北海道の未開発沿岸漁田の入殖開発、新漁場の調査開拓等の振興策により、あるいは小型及び中型底びき船の減船整理による資源枯渇防止等の保護措置により、維持発展の対策を講じている。特に、財政投資により本年度から五箇年を目途とし、積極的な漁業転換を推進することにしている。本年度はさしあたり特に沿岸漁民に圧迫を加へてゐる底びき網漁業及びびき網漁業を重点的にとりあげることにし、遠洋かつお、まぐろ、漁業、中型かつお、まぐろ、漁業及びびき網延縄さばり漁業への転換を計画している。
二、沿岸資源枯渇のための底びき船の減船整理の必要性は充分認識している。中型底びき船については、昭和二十八年年度より補助金を交付して他種漁業に転換させるとともに、北洋母船式鮮魚漁業用船隻の許可条件として底びきを廃棄させる等の措置を取つてきている。昭和二十八年年度は、このため約百六十五隻七千七噸が減船整理された。小型底びき船については、昭和二十六年年度から同二十八年年度までに既に補助金交付による三千三百七十五隻の減船整理を完了し、本年度も一千四百十三隻の整理を予定している。更に本年度からは、上述の漁業転換促進の措置により、一層大幅の減船整理を計画している。
三、監視船の隻数の制約もあり、特に当海区にのみ増加配置することには困難であるが、従来とも当海区に対しては、取締強化の必要を認め、福岡漁業調整事務所管下の監視船を常時配置するとともに、必要に応じて東京根拠の水産庁監視船を随時同航させる等の配慮をしており、今後とも与り限りの努力をする積りである。
四、当海区は、漁場比して操業隻

数が過剰であるため、他種漁業への転換による減船整理に努めつつあるが、漁業許可の取消、夜間操業の禁止等の措置を執行するのは、現状にそぐはずまいとしない。
五、宮崎県一の瀬河口と鶴岡崎間の禁止区域は、五・一九の五箇月間が禁止期間であるが、当海区の底びき漁業の経営不振等の事情にかんがみて、昭和二十三年九月から昭和二十八年年度まで毎年五月及び九月を臨時特例により解禁してきたのである。本年度においては、沿岸漁業者の解禁反対の強い要請があつたので、関係県と協議し諸般の事情を検討した結果、五月は解禁しないことに決定した。なお、九月については、同海区の整理転換計画と違反防止の自律体制及び沿岸漁民被害補償体制の樹立等の事情も考慮して、あらためて検討することとした。
右答弁する。
駐留軍キャンプ内よりの汚水排出によるでん粉汚損等の被害に関する質問主意書
一、東富士演習場シドルキャンプ内の水流便所等より排出される汚水が、昭和二十六年十月以降附近の芹沢川へ流出せしめてゐるため、下流において原里村農業協同組合の経営に係るでん粉工場の用水が汚濁し、製品であるでん粉の品質低下はもちろぬ、利用並びに販賣価格はほとんど皆無に近い状況にあつて、でん粉工場は、その経営崩壊の寸前に到来し、さらに原里村近傍の農民は、でん粉の原料である甘しよの販路削減によつて農民経済に大打撃を受けており、甚だの農民経済に由々しい問題をはじつ起している。
1. これが将来根本的な打開策を早急に具体化し、かかる損害等を

未然に防止する防止対策工事を施す必要があると思ふがどうか。
2. なお、昭和二十六年十月以降汚染されたでん粉の損害は、農民を母体とした農業協同組合である農業協同組合の経営に多大なる打撃を与へてゐるもので、特別損失補償法等の適用措置によつて早急に救済すべきであると思ふが、これが、取扱いの具体的な措置如何。また、これが損害は、善当り過去三箇年継続的に発生してゐるものであるから、これが全面補償となるべきであると思ふが、如何。
右質問する。
昭和二十九年五月二十一日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長 長瀬 太郎
衆議院議員 勝岡清一君提出駐留軍キャンプ内よりの汚水排出によるでん粉汚損等の被害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員 勝岡清一君提出駐留軍キャンプ内よりの汚水排出によるでん粉汚損等の被害に関する質問に対する答弁書
一、東富士演習場シドルキャンプ内より芹沢川へ排出される汚水に係るでん粉工場用水に与える影響については、地元民と協議の上、既存の排水路を他に転換する等の措置を講じて、これを解決すべく努力している。
二、農業協同組合の経営に対する第二次加工業に与える損失は現行特別損失補償法第一條に規定する農業経営上の損失とは認め難いので、本件については、直ちに特別損失補償法適用による補償措置は講じ得ないが、前記一とあわせ関係各府県において研究中である。右答弁する。

定価 一部 十五円
（送料別）
発行所 東京都新宿区市会本町一五
大蔵省印刷局
電話 九段三三三三
電報 東京九〇〇〇